

大木町における障害者就労施設等からの物品等調達方針

令和6年8月1日策定

1 趣旨

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、大木町における障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するために定めるものです。

2 障害者就労施設等からの物品等調達の意義

障がいのある人が自立した生活を送るためには、就労によって経済的な基盤を確立することが重要です。そのためには、就労する施設等の仕事を確保し、供給する物品等の受注の機会を確保することで、需要の増進が期待できます。

3 調達方針の基本的考え方

（1）適用範囲

町長部局、議会事務局、教育委員会、農業委員会

（2）対象品目

物品 事務用品等

役務 清掃・印刷等

4 調達目標

前年度の実績を上回ることを目標とします。

令和5年度実績額 261,184円

（ウエットティッシュ、印刷）

5 調達方針及び調達実績の公表

調達方針及び調達実績を作成した時は、町ホームページ等により、速やかに公表します。

6 具体的方策

- （1） 障害者就労施設等から提供可能な物品等について、共同受注窓口等で情報収集及び調整を行い、庁内各課等は1以上の発注に努めます。

【共同受注窓口】

福岡県セルプセンター 大牟田市今山 4368-3 大牟田恵愛園内 電話 0944-54-2100

- （2） 発注時には規格や仕様を明確化し、障害者就労施設等の特性に配慮した納期を設定するなど、障害者就労施設等が不当に排除されることのないよう努めます。
- （3） 障害者就労施設等からの物品等の調達にあたっては、他の施策との調和を図るとともに、予算の適切な執行に配慮します。